各 位

会 社 名 中央インターナショナルグループ株式会社

(コード番号 7170 TOKYO PRO Market)

代表者名 代表取締役会長兼社長 大石 正德

問合せ先 取締役管理部長 池田 憲幸

T E L 0952-33-1761

U R L http://www.cig-ins.co.jp

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年2月24日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について令和4年3月17日開催の第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第16条は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 内容の変更

内容は次のとおりであります(下線部分は変更箇所を示しています)。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな	
<u>し提供)</u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	(削除)
総会参考書類、事業報告、計算書類およ	
び連結計算書類に記載または表示すべき	
事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ	
ろに従いインターネットを利用する方法で	
開示することにより、株主に対して提供し	
<u>たものとみなすことができる。</u>	
(新設)	(電子提供措置等)
	第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報につい
	て、電子提供措置をとるものとする。

現行定款	変更案
	(書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定) 第16条 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交 付請求した株主に対して交付する書面に 記載しないことができる。
(第16条以下、条数繰り下げ)	(附則) 1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供)の削除お よび変更案第15条(電子提供措置等)並び に第16条(書面交付請求株主に対する交 付書面の範囲限定)の新設は、会社法の 一部を改正する法律(令和元年法律第70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正 規定の施行の目(以下「施行日」という)か ら効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款15条はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを削 除する。